

月額定額プラン利用規約

月額定額プラン利用規約（以下、「本規約」といいます）は、ニッシンジャパン株式会社（以下「当社」といいます。）が、ユーザー登録者に対して提供する当社製品を月額定額料金の支払いで利用できる「月額定額プラン」の利用条件を定めるものです。月額定額プランは、ユーザー登録者に対して提供する当社製品等を月額定額料金の支払い利用できるサービスです。本サービスを利用されるユーザー登録者は、本規約の全てに加え当社が本サービスに関して定める諸規程（本ウェブサイト上のご案内事項を含みます）の全てに同意したものとみなされます。

第1条（目的）

本規約に基づき、当社は、ユーザー登録者に対して、当社製品を賃貸又は転貸（以下「賃貸」と総称します。）し、ユーザー登録者は、当社から、これらの商品を賃借又は転借（以下「賃借」又は単に「利用」と総称します。）するものとします。

第2条（ユーザー登録者）

1.本サービスを利用することを希望する皆さまは、本条に定める手続に従ってユーザー登録を行うことで、本規約の規定に従い、本サービスをご利用いただくことができますようになります。

2.ユーザー登録を希望する皆さま（以下「ユーザー登録希望者」といいます）は、本規約を確認し同意の上で、当社所定の手続に従い、本ウェブサイトのユーザー登録ページを通じて必要な情報の入力及び手続を行ってください。ユーザー登録は本人が行うものとし、また、ユーザー登録の際は、正確な情報を入力してください。また、未成年者がユーザー登録をする場合は、あらかじめ親権者等の法定代理人の承諾を得ていただくようお願いいたします。

3.当社は、皆さまに本サービスを安全にご利用いただけるよう、ご入力いただいた情報をもとに必要な審査を行います。当社は、ユーザー登録希望者が次の事項のいずれかに該当すると判断した場合、ユーザー登録を承認しない場合があります。その場合であっても、当社はユーザー登録希望者に対してユーザー登録を承認しない理由を開示する義務を負わないものとします。

(1) ユーザー登録希望者が実在しない場合。

- (2) 法人又は団体等であるユーザー登録希望者について、その法人又は団体等のためにユーザー登録を行う自然人に、その法人又は団体等を代表する正当な権限がない場合。
- (3) 過去に本規約又は個別契約に違反したことがある場合。
- (4) 未成年者であり、かつ親権者等の法定代理人の同意を得ていない場合。
- (5) ユーザー登録希望者が既に登録ユーザーとして登録されている場合。
- (6) ユーザー登録手続においてご入力いただいた内容に虚偽又は誤りがある場合。
- (7) ユーザー登録手続においてご入力いただいた電子メールアドレス宛に当社が送信した電子メールが届かなかった場合。
- (8) 前各号の他、当社が別途定める基準に抵触する場合。

4.前項に定める審査の結果、当社がユーザー登録希望者によるユーザー登録を承認する場合、ご入力いただいた情報を当社において登録するものとし、当該登録をもって当社の承認の意思表示とさせていただきます。登録ユーザーは、ユーザー登録が完了した時点で、本規約に同意したものとみなされるものとします。

5.当社は、本サービスの技術上又は運営上の理由により、ユーザー登録を受け付けることが困難な場合は、当該事態が解消するまでユーザー登録の受付を中断することがあります。

6.登録ユーザーとして本サービスを利用することのできる権利は、当該登録ユーザーに一身専属的に帰属します。登録ユーザーは、登録ユーザーとしての地位及び権利義務を当社の事前承諾なく一部でも第三者に譲渡又は貸与等してはなりません。

7.ユーザー登録希望者は、ユーザー登録に際して、第3項各号に定める事項に該当しないことを表明及び保証します。

第3条（登録情報の変更について）

1.登録ユーザーは、ユーザー登録の情報に変更が生じた場合、当社の定めるところにより変更の届出をするものとします。

第4条（個別契約）

1.登録ユーザーが、本規約に基づき、新たに、又は本サービスに基づき既に利用している商品との交換により、当社から特定の商品を賃借しようとするときは、当社及び登録ユーザーは、当該特定の商品（以下「本商品」といいます。）の種別、品名、最低利用期間、月額利用料、利用場所、引渡場所その他の条件を、本商品ごとに、個別に合意するものとします（以下、これらの個別の合意に基づく契約を「個別契約」といいます。）。

2.個別契約は、登録ユーザーが当社に対して、本ウェブページを通じて申込みを行い、当社がこれを受ける旨を電子メールその他の方法により登録ユーザーに通知したときに成立するものとし、登録ユーザーが当社に対して過去に債務の履行を怠ったこと、登録ユーザーの申込みに虚偽の内容があること、登録ユーザーが未成年であり保護者の同意が得られていないことその他当社が適当でないと判断する場合には、当社は登録ユーザーの申込みを承諾しないことがあります。

3.個別契約において、本規約の規定の一部の適用を排除し又は本規約と異なる内容の規定を定めたときは、その限りにおいて当該個別契約の規定が優先するものとし、

第5条（引渡し）

1.当社は、個別契約の成立後、当社が別途登録ユーザーに通知する時期に、個別契約に係る本商品を、当該個別契約において合意された引渡場所において、登録ユーザーに対して引き渡すものとし、送料は、当社が負担するものとし、

2.登録ユーザーが、正当な理由なく本商品の受領又は検品を拒絶し又はこれを遅滞したために当社に損害を生じさせた場合には、当社に発生した損害を賠償するものとし、

第6条（利用期間）

1.個別契約に基づく本商品の賃貸借は、期間を定めないものとし、登録ユーザーは、本商品の利用を終了し又は本商品を他の商品と交換しようとするときは、いつでも、当該本商品に係る個別契約を解約することができます。登録ユーザーは、本項に基づく個別契約の解約をしようとする場合、解約日の1ヶ月前までに、電子メールその他の当社の定める方法により当社に対する通知を行うものとし、

2.前項の定めにかかわらず、個別契約において定められた本商品の最低利用期間の満了日以前に登録ユーザーが個別契約を解約する場合（当該本商品を他の商品と交換するための解約を含みます。）、登録ユーザーは、当社に対して、本ウェブサイトにおいて公表される中途解約手数料表に定める中途解約手数料を支払うものとし、

3.本規約に基づき退会し又は登録を抹消された登録ユーザーは、理由の如何を問わず、その時点において存続しているすべての個別契約が自動的に終了することに同意するものとし、

第7条（利用料金）

1.登録ユーザーは、当社に対して、本商品の利用料金として、本商品の引渡しの日を含む月の翌月以降返還日を含む月までの期間について、当月分の月額利用料（本商品に係る個別契約において定められた月額利用料をいい、1ヶ月に満たない場合も日割計算はしないものとし）を、当社所定の方法によって登録ユーザーが指定するクレジットカードの決済により支払うものとし。

2.登録ユーザーは、本商品の利用期間中において、本商品を利用しない又は利用できない期間があったとしても、その理由を問わず、当社に対する利用料金の支払いを免れないものとし。

第8条（本商品の取扱い）

1.登録ユーザーは、第6条に基づき本商品の引渡しを受けたときから、本商品を、善良な管理者の注意をもって、通常の利用に従って利用できるものとし。

2.登録ユーザーは、本商品を利用するにあたって、当社から事前の承諾を得ることなく、以下のいずれかに該当する行為及び該当する可能性があるとして当社が判断する行為をしてはならないものとし。

(1) 本商品又は本規約及び個別契約に基づく本商品の賃借権・利用権の売却、贈与その他の譲渡

(2) 本商品を第三者（登録ユーザーの同居の親族を除きます。）に転貸しその他使用収益させる行為

(3) 本商品に質権その他の担保権を設定する行為

(4) 本商品を滅失又は毀損し、又は本商品の改造、加工その他の原状を変更する行為（当社以外の第三者による修理又は改造等を含みます。）。但し、通常の使用による損耗を除きます。

(5) 本商品を廃棄する行為

(6) 本商品を、取扱説明書の注意事項に反する目的のため又は方法により使用する行為

(7) 本商品を、本来の用法と著しく異なる用法で使用する行為

(8) 本商品を、当社の著作権、意匠権、商標権、特許権その他の権利を侵害する態様、当社名誉又は信用を毀損する態様、その他社会通念上不適切な態様で使用する行為

3.第三者が本商品について権利を主張するとき、又は保全処分若しくは強制執行等により当社の所有権を侵害するおそれがあるときは、登録ユーザーは、当該第三者に対して、本商品が当社の所有であることを主張かつ証明するとともに、直ちにその事情を当社に通知

するものとします。登録ユーザーの債権者が本商品に対して強制執行手続等をとった場合、当社は、執行の取消し等のために要する費用を登録ユーザーに請求することができるものとします。

4.登録ユーザーは、当社に対し、本商品に関して、必要費及び有益費の償還を請求することができないものとします。なお、当社は、本規約又は個別契約に別段の定めがある場合を除き、本商品の保守、点検、整備、修繕等について何ら責任を負わないものとします。

5.当社は登録ユーザーに対して、本商品に、当社又は所有権その他の権利を有する旨を明示する表示又は標識等（以下「本標識」という。）を貼り付けることを求めることができるものとし、登録ユーザーは、当社から求められたときは、本商品に本標識を貼り付け、当該本商品の利用期間中、本標識を維持するものとします。

第9条（通知）

1.登録ユーザーは、以下の各号のいずれかに該当したときは、当社所定の方法により、速やかにその旨を当社に通知するものとします。

- (1) 氏名、名称又は商号を変更したとき
- (2) 住所を移転したとき
- (3) 登録ユーザーが法人である場合、その代表者を変更したとき
- (4) 本商品について滅失、毀損その他の事故が発生したとき
- (5) 本商品の使用・保管に起因して人的又は物的損害が生じたとき
- (6) 詐欺、盗難その他の事由により本商品の占有を失ったとき
- (7) 本商品につき第三者との間で特許権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権及びノウハウ等に係わる権利侵害等の紛争が生じた場合、又は第三者による当社に対する権利侵害等を発見した場合

2.登録ユーザーは、当社が求めたときは、本商品の使用や保管の状況について、当社に対して説明を行うものとします。

第10条（品質保証）

本商品について、第5条第1項に基づく本商品の引渡し前に生じた損傷、故障、不具合その他の初期不良があった場合、登録ユーザーは、本商品の受領から1週間以内にこれを当社に通知するものとします。当社は、当該期間内に当該通知を受けたときは、その内容に従い、本商品が無償で修理し又は代替品の提供を行うものとします。当社の帰責性の有無にかかわらず、当社は、本商品が無償で修理し又は代替品の提供を行うことのほかには、一切の責任を負わないものとします。

第 11 条（引渡し以降の本商品の滅失・毀損等）

1.本商品の引渡し以降当該本商品の賃貸借期間の終了までの間に、本商品に偶然な事故（前条に定める初期不良は含みません。）による損害が生じた場合、当社は、登録ユーザーの要請に応じて、当該本商品が無償で修理し、又は代替品と交換させていただきます。但し、①当該損害が以下の各号に該当する場合はこの限りではなく、また②当該損害が登録ユーザーの不注意その他の軽過失に起因又は関連する場合、登録ユーザーは当社に対して当該本商品の修理代金として、別途修理規定で定められた額、及び当該本商品や代替品の送料その他の本商品や代替品の引渡しに係る費用を支払うものとします。

(1) 第 8 条第 2 項各号に定める行為その他本規約及び／又は個別契約に違反する行為により生じた損害

(2) 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって生じた損害

(3) 直接であると間接であるとを問わず、差押え、没収、収用、破壊等国又は公共団体の公権力の行使によって生じた損害。但し、火災消防又は避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。

(4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じとします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害又はこれらの特性による事故に随伴して生じた損害

(5) 前号に規定した以外の放射線照射若しくは放射能汚染によって生じた損害又はこれらに随伴して生じた損害

(6) 登録ユーザー又はその同居の親族の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害

(7) 本商品の平常の使用又は管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷又は汚損であって、本商品ごとに、その本商品が有する機能の喪失又は低下を伴わない損害

(8) 本商品に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失又は技術の拙劣によって生じた損害。但し、これらの事由によって火災又は破裂・爆発が生じた場合を除きます。

(9)

自己のものであると他人のものであるとを問わず、機械・設備・ソフトウェア・ネットワーク等における日時認識エラーが原因でこれらのものに誤作動・故障が発生した結果生じた損害

(10) 詐欺又は横領によって生じた損害

(11) 紛失又は置き忘れによって生じた損害

(12) 地震若しくは噴火又はこれらによる津波によって生じた損害。この場合の損害には、これらの事由によって発生した柱書の事故が延焼又は拡大して生じた損害、及び発生原因がいかなる場合でも柱書の事故がこれらの事由によって延焼又は拡大して生じた損害を含みます。

2.本商品の引渡し以降当該本商品の賃貸借期間の終了までの間に、本商品の一部が滅失又は毀損した場合であっても、当該本商品に係る個別契約は利用料金の金額を含めて従前どおり継続するものとし、当社は、前項に定める修理又は代替品との交換の対象となる場合を除き、何ら責任を負わないものとし、但し、本商品が滅失し、かつ前項に基づき当該本商品について代替品との交換が行われない場合、当該本商品に係る個別契約は滅失の時をもって終了するものとし、

3.当社が保険会社から本商品に生じた損傷、故障、不具合等に関して保険金の支払いを受けた場合、その保険金は当社に帰属するものとし、

第12条（損害賠償等）

1.当社及び登録ユーザーは、本規約及び／若しくは個別契約に規定する自らの表明及び保証若しくは義務に違反したことにより相手方に損害、損失及び費用（以下「損害等」といいます。）を与えたときは、当該損害等を補償するものとし、

2.本商品を当社に返還するまでの間に、本商品自体又はその設置、保管、使用によって、第三者に損害が生じたときは、登録ユーザーが当該第三者に対してその損害を賠償し、その他登録ユーザーの責任と負担でこれを解決するものとし、

第13条（不可抗力）

天変地異、戦争その他の不可抗力、運送又は保管中の事故、労働争議、法令等の制定・改廃、公権力による命令・処分、輸送業者の業務の遅滞登録ユーザーの都合その他当社の責に帰すことができない事由によって、本商品の登録ユーザーに対する引渡しその他の当社による本規約及び個別契約に定める義務の全部又は一部の履行が遅延し又は不能になったときも、本規約の定めに基づき登録ユーザーに対して本商品又はその代替品の提供を行うほかは、当社は一切の責任を負わないものとし、

第14条（権利の移転等）

1.当社は、この契約に基づく権利（利用料金の支払請求権を含みます。）に対して第三者の担保権を設定し、又はこれを譲渡することができるものとし、登録ユーザーはかかる行為について予め承諾するものとし、

2.当社は、本商品及び本規約に基づく当社の地位に対して、第三者の担保権を設定し、又はこれらを譲渡することができるものとし、登録ユーザーはかかる行為について予め承諾するものとします。

第 15 条（解除）

1.登録ユーザーが以下の各号のいずれかに該当したときは、当社は何らの通知又は催告を要せず、本規約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- (1) 正当な理由なく本商品の引渡しを拒み又は登録ユーザーの責めに帰すべき事由により当社が本商品を引渡すことができない場合
- (2) 支払停止の状態に陥った場合
- (3) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する国内法又は国外法上の倒産手続の開始の申立てを受け、又は自らこれらの申立てをした場合
- (4) 解散の決議を行い又は解散命令を受けた場合（合併に伴って解散する場合を除く。）
- (5) 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
- (6) 債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てた場合
- (7) 仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立て、又は租税公課の滞納処分を受けた場合
- (8) 第 4 条第 2 項に定める個別契約の申込時に登録ユーザーが虚偽の申告をした場合
- (9) 行方不明となり、当社から登録ユーザーに宛てた通知が到達しなくなった場合
- (10) 第 7 条第 1 項に定める月額利用料金の全部又は一部の支払いが二か月連続でなされなかった場合
- (11) 本規約及び／又は個別契約に違反し、当社の催告にもかかわらず、10 日以内に違反が解消されない場合

2.個別契約において定められた最低利用期間の満了日前に、前項に基づき当該個別契約が解除された場合、登録ユーザーは、当社に対して、第 6 条第 2 項の規定に準じて算定される中途解約手数料を支払うものとします。但し、当社に当該中途解約手数料に相当する金額を超える損害等が発生した場合、当該損害の賠償又は保証の請求を別に行うことを妨げないものとします。

第 16 条（本商品の返還）

1.本商品の利用の終了又は交換による個別契約の解約その他理由のいかんを問わず、個別契約が終了したとき（第 11 条第 1 項に定める場合を除きます。）は、登録ユーザーは、本商品を現状有姿にて、当社に対して、当社指定の方法で配送することにより返還します。

2.本商品にデータ等が記録されている場合は、登録ユーザーはこれを消去して本商品を返還するものとし、当社は本商品に残存するデータに対し一切責任を負わないものとし、また、残存するデータの漏洩等に起因して当社その他第三者に生じた損害に関して当社は一切責任を負わないものとし、また、

3.登録ユーザーが本商品の返還を遅延した場合、登録ユーザーが返還を完了する日までの遅延日数に応じて、利用料金相当額の損害金を当社に支払うものとし、また、当社又は当社の指定する者が本商品を引揚げることを妨害し又は拒まないものとする。

4.登録ユーザーによる本商品の返還が不能になった場合、登録ユーザーは、当社の求めに応じて、当社に対して、第7条第2項の規定に準じて算定される中途解約手数料に相当する金額を支払うものとし、また、当社又は当社の指定する者が本商品を引揚げることを妨害し又は拒まないものとする。

第17条（反社会的勢力）

1.登録ユーザーは、次の各号のいずれにも該当しないことを表明及び保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という。）

(2) 暴力団員等に経営を支配され、又は経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者

(3) 自己若しくは第三者の不正利益目的又は第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用して認められる関係にある者

(4) 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者

2.登録ユーザーは、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、その業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

第 18 条（通知等の到達）

当社が登録ユーザーに対して、本規約、個別契約又はこれに関連する契約に関して、通知、催告、申入等を行うときは、登録住所に充てて書面を送付し、登録電子メールアドレスに電子メールを送信する方法によりこれを行うことができるものとします。これらの通知、催告、申入等は、登録ユーザーにやむを得ない事情がある場合を除き、いずれも通常到達すべき時に到達したものとみなされるものとします。登録ユーザーは、不着又は延着によって生じた損害、費用又は支出の賠償、補償を、当社に対して主張することはできません。

第 19 条（遅延損害金）

当社又は登録ユーザーが本規約及び個別契約に定める利用料金その他の金銭債務の支払を遅延した場合には、その支払日の翌日から完済に至るまで年利 14.6%の割合による遅延損害金を、相手方に対し支払うものとします。

第 20 条（消費税）

本規約及び個別契約に別段の定めがある場合を除き、登録ユーザーが当社に対し本規約及び個別契約に定める利用料金その他の金銭債務の支払いを行う場合において、消費税法その他の法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が課されるときは、登録ユーザーは当該支払いを行うに際して、これに対する消費税及び地方消費税相当額をあわせて支払うものとします。

第 21 条（プライバシーポリシー）

1.登録ユーザーは、当社が、個人情報保護法及び当社が別途定めるプライバシーポリシーに従って登録ユーザーの個人情報について収集、利用、開示及び移転その他の方法による処分をすることを了承するものとします。

2.本サービスを登録ユーザーが利用することを可能にするため、当社は、登録ユーザーの登録情報及び利用情報を、当社が本サービスの提供のために都度利用する決済代行サービス提供者、ファクタリング業者、リース業者、配送業者に提供することができるものとし、登録ユーザーはこれに同意します。

第 22 条（権利譲渡の禁止）

当社又は登録ユーザーは、本規約及び／又は個別契約に別段の定めがある場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なく、本規約及び個別契約又はこれに関連する契約上の権利義務について、第三者に譲渡し、承継し又は担保設定その他の処分を行ってはならないものとします。

第 23 条（本規約及び／又は個別契約の変更等）

1.当社は、登録ユーザーの事前の承諾を得ることなく、本規約及び／又は個別契約を変更することができるものとします。

2.当社は、前項の変更をするときは、変更日の少なくとも 1 週間前までに当該変更をする旨及び変更後の本規約及び／又は個別契約の内容並びに変更日を、本ウェブサイトに掲示し又は登録ユーザーに電子メール等で通知するものとします。

3.変更内容に承諾しない登録ユーザーは、変更日までに本規約の定めに従い退会手続きをとるものとし、変更日までにこれらの手続きをとらなかった場合には、変更日をもって変更内容に同意したものとみなされるものとします。

第 24 条（準拠法及び合意管轄）

本規約及び／又は個別契約の準拠法は日本法とします。本規約及び／又は個別契約並びにこれに関連する契約について争いが生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第 25 条（協議事項）

本規約及び／又は個別契約又はこれに関連する契約の解釈又はこれらに定めのない事項について疑義が生じたときは、当事者間で誠意をもって協議の上、これを解決するものとします。

附則

本規約は 2021 年 3 月 1 日から実施します。

2021 年 3 月 4 日 第 11 条 1 項を改定